特定秘密の保護に関する法律案要綱

第一総則

一目的(第一条関係

この 法律は、 国際 情 |勢の: 複雑化に伴い · 我が| 国及び 国民 の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとと

もに、 高度情報通信ネットワー ク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、 我が国 \mathcal{O} 安全

保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、 これを適確に保護する体制 を確立

した上で収集し、整理し、 及び活用することが重要であることに鑑み、 当該情報の保護に関 特定秘密

の指定及び取扱者 \mathcal{O} 制限その他の必要な事項を定めることにより、 その漏えい の防止を図り、 ŧ って我が

国及び国民の安全の確保に資することを目的とすること。

二 定義(第二条関係)

この法律において 「行政機関」 とは、 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関 (内閣府を除く。) 及び

内 閣 の所轄の下に置かれる機関、 内閣府、 宮内庁及び内閣府の外局、 玉 の行政機関として置かれる機関、

これ らの施設等機関及び特別の機関で警察庁その他政令で定めるもの並びに会計検査院をいうものとする

第二

特定秘密の指定等

特定秘密 の指定 (第三条関係)

1 行政機関の長は、 当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、 公になっ

7 V ないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、 特に秘

匿することが必要であるもの (日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別

防衛秘密に該当するものを除く。)を特定秘密として指定するものとすること。

1による指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため表示等の措置を講ずるものとすること。

指定の有効期間及び解除 (第四条関係

2

1 行政機関の長は、 指定をするときは、 当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその

有効期間を定めるものとすること。

2 行政機関の長は、 指定の有効期間が満了する時において、一の1に規定する要件を満たすときは、 五.

年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとすること。

行政機関の長は、 指定の有効期間を延長しようとする場合において、 当該延長後の指定の有効期間が

3

通じて三十年を超えることとなるときは、 政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観

点に立っても、 なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び 国民の安全を確保するため

やむを得ないものであることについて、 その理由を示して、 内 閣 \mathcal{O} 承認を得なければならない ものと

すること。この場合において、 当該行政機関の長は、 当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なもの

として政令で定める措置を講じた上で、 内閣に当該特定秘密を提供することができるものとすること。

4 指定を解除するものとすること。 行政機関 の長は、 <u>ー</u>の 1に規定する要件を欠くに至ったときは、 有効期間内であっても、

三 特定秘密 \mathcal{O} 保護措置 (第五 条関係

 \mathcal{O}

行 政 機関 の長、 警視総監若しくは道府県警察本部長 (以 下 「警察本部長」という。) 又は物件の製造若

しくは役務の提供を業とする者で、 特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していること等の 基準

に適合するもの (以 下 「適合事業者」という。)は、 特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員等の範囲を

定めることその他の特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずるものとすること。

速やかにそ

第三 特定秘密の提供

我

が

玉

|の安全保障上の必要による特定秘密

の提供

(第六条から第九条まで関係)

1 特 定秘密を保有する行政機関 0 、長は、 他 この行政 機関が我が国 の安全保障に関する事務を遂行するため

に当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、 当該他の行政機関に当該特定秘密を提供するこ

とができるものとすること。

2 警察庁長官は、 警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち安全保障に関するもの を遂

行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、 当該都道府県警察に当該 特

定秘密を提供することができるものとすること。

3 特定秘密を保有する行政機関 の長は、 その所掌 事務のうち安全保障に関するものを遂行するために、

適合事業者に当該特定秘密を利用させる特段の必要があると認めたときは、 当該適合事業者との契約に

基づき、 当該適合事業者に当該特定秘密を提供することができるものとすること。

4 特定秘密を保有する行政機関の長は、 その所掌事務のうち安全保障に関するものを遂行するために必

要があると認めたときは、 外国 「の政府又は国際機関であって、 この法律の規定により行政機関が当該特

定 秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該特定秘密を提

供することができるものとすること。

一 その他公益上の必要による特定秘密の提供(第十条関係)

1 第二の二の3後段及び第三の一に規定するもの 0 ほ か、 行政機関の長は、 次に掲げる場合に限 り、 特

定秘密を提供することができるものとすること。

特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ず

る業務にお いて当該特定秘密を利用する場合であって、 当該特定秘密を保護するために必要な措 置 を

講じ、 かつ、 我が 国 の安全保障に著 しい支障を及ぼすおそれがない と認めたとき。

イ 各議 院 又は 各 議 院 の委員会若しくは 参議 院 \mathcal{O} 調 査会が国会法第百四 1条第 項 等 \dot{O} 規定 により行う

審 査 又は調査 であって、 国会法第五十二条第二項等の 規定により公開しないこととされ た ŧ

口 刑事 事件 の捜査又は公訴の維持であって、 刑事訴訟法第三百十六条の二十七第一項の規定に より

裁 (判所に提示する場合のほ か、 当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該

特定秘密を提供することがないと認められるもの

- 民事訴訟法第二百二十三条第六項の規定により裁判所に提示する場合
- $\stackrel{\frown}{=}$ 情報公開 • 個 人情報保護審査会設置法第九条第一 項の 規定により情報公開 個 人情報保護審査会に

提示する場合

(四)会計検査院法第十九条の四において読み替えて準用する情報公開 ·個人情報保護審查会設置法第九

条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2 警察本部長又は適合事業者は、一定の場合に限り、 特定秘密を提供することができるものとすること。

第四 特定秘密の取扱者の制限 (第十一条関係)

特定秘密の 取扱いの業務は、 行政機関の長又は警察本部長が直近に実施した第五の一の 1の適性評 価 (適

性評 価 の結果の 通知が、 あ った日 から五年を経過してい ない ものに限る。 において特定秘密 \mathcal{O} 取 扱 1 \mathcal{O}

を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ、 行ってはならないものとすること。

ただし、次に掲げる者については、 適性評価を受けることを要しないものとすること。

- 行政機関の長
- 二 国務大臣(一に掲げる者を除く。)

三 内閣官房副長官

四 内閣総理大臣補佐官

五 副大臣

六 大臣政務官

七 一から六までに掲げるもののほか、 職務の特性その他の事情を勘案し、 適性評価を受けることなく特定

秘 密 の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

第五 適性評価

| 行政機関の長による適性評価の実施(第十二条関係)

1 行政機関 の長は、 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、 若しく

は 特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者について、 その者が特定秘密の取扱い の業務を行った場

合にこれを漏らすおそれがないことについての評価(以下「適性評価」という。) を実施するものとす

ること。

2 適性評価は、 適性評価の対象となる者 (以下「評価対象者」という。) について、 次に掲げる事項に

ついての調査を行い、その結果に基づき実施するものとすること。

特定有害活動及びテロ リズムとの関係に関する事項 (評価対象者の家族及び同居人の氏名、 生年月

日、国籍及び住所を含む。)

(二) 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

(三)情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

(四)薬物の濫用及び影響に関する事項

(五) 精神疾患に関する事項

(六) 飲酒についての節度に関する事項

(七) 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適 性評 価 は、 あら かじめ、 2 0) (一) から(七) までに掲げる事項について調査を行う旨等を評価対

象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとすること。

4

くは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、 行政機関の長は、 2 0 調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若し 若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、

又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとすること。

二 適性評価の結果等の通知 (第十三条関係)

1 行 政 機関 の長 は 適性 評価を実施したときは、 その結果を評価対象者に対し通知するものとすること。

2 行政機関 の長は、 評価対象者に対し特定秘 密の 取 扱 1 0 業務を行った場合にこれを漏らすおそれがな

1 と認められなかった旨を通知するときは、 適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、

その理由を通知するものとすること。

三 行政機関の長に対する苦情の申出等 (第十四条関係)

行 政 機関 の長は、 評価対象者から苦情の申出を受けたときは、 これを誠実に処理し、 処理の結果を苦情

の申出をした者に通知するものとすること。

四 警察本部長による適性評価の実施等 (第十五条関係)

警察本部長による適性評価 の実施に関 し所要の規定を整備するものとすること。

五 適性評価に関する個 人情報の利用及び提供の制限 (第十六条関係)

行政 機関の長及び警察本部長は、 特定秘密 の保護以外の 目的のために、 評価対象者が同意をしなかった

こと、 評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価の実施に当たって取得する個人情報を自ら利

用し、 又は提供してはならないものとすること。ただし、 適性評価 の実施によって、 当該 個 人情報に係る

特定の 個 人が国家公務員法第三十八条各号等に該当する疑い が生じたときは、 この限りでない ものとする

こと

六 権限又は事務の委任 (第十七条関係)

行政 機関 の長は、 第五に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができるものとする

こと。

第六 雑則

特定秘密の指定等の運用基準(第十八条関係)

1 政 府 は、 特定秘 密 の指定及びその解除並びに適性評価の実施 に関 統一的な運用を図るための基準

を定めるものとすること。

2 政府は、 1の基準を定め、 又はこれを変更しようとするときは、 我が国の安全保障に関する情報の保

護、 行政機関等の保有する情報の公開、 公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴かな

ければならないものとすること。

一 関係行政機関の協力 (第十九条関係)

関係行政 機関 の長は、 特定秘密の指定、 適性評価 この実施その他この法律の規定により講ずることとされ

る措置に関 Ĺ 我が| 国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものの漏 えいを防止

するため、相互に協力するものとすること。

三 政令への委任 (第二十条関係)

この法律に定めるもののほか、 この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は

、政令で定めるものとすること。

四 この法律の解釈適用(第二十一条関係)

1 この 法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、 国民の基本的人権を不当に侵害するような

ことがあってはならず、 国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければな

らないものとすること。

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、 専ら公益を図る目的を有し、 かつ、 法令違

反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、 これを正当な業務による行為とするものと

すること。

第七 罰則(第二十二条から第二十六条まで関係

次に掲げる者に対する所要の罰則を設けるものとすること。

1 特定秘密の取扱いの業務に従事する者であって、その業務により知得した特定秘密を漏らしたもの

2 第二の二の3後段、 第三の一の4又は第三の二により提供された特定秘密について、 当該提供 \mathcal{O}

である業務により当該特定秘密を知得した者であって、 これを漏らしたもの

3 過失により1又は2の罪を犯した者

4 人を欺き、 人に暴行を加え、 若しくは人を脅迫する行為により、 又は財物 の窃取若しくは損壊、 施設

の侵入、 有線電気通信の傍受、 不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為

により、特定秘密を取得した者

5 1 2 又 は 4に規定する行為の遂行を共謀し、 教唆し、 又は煽動した者

二 その他所要の規定を整備するものとすること。

目的

第八 附則(附則第一条から附則第七条まで関係)

一施行期日

この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものと

すること。

二 自衛隊法の一部改正

自衛隊法の防衛秘密に関する規定等を削除するため、自衛隊法の一部を改正するものとすること。

三 内閣法の一部改正

特定秘密の保護に関し、 施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

を内閣情報官に掌理させるため、 内閣法の一部を改正するものとすること。

四 経過措置

所要の経過措置を定めるものとすること。